

## 地域公共交通会議委員構成の変更

法該当条項号	所属	役職	(参考) 委員選定の理由	新たな委員
法第6条第2項1号 地方公共団体	狛江市	都市建設部長	公共交通主管部長	
		福祉保健部長	福祉政策の観点からの意見 (例：福祉に関する移動との連携)	
		教育部長	教育施策の観点からの意見 (例：市内施設での授業・活動等の移動)	○
		子ども家庭部長	子育て政策の観点からの意見 (例：民間送迎車両の活用・子育て支援)	○
法第6条第2項2号 関係する交通事業者等	小田急バス株式会社	バス事業本部計画部部長	バス事業者からの意見	
	京王電鉄バス株式会社	運輸営業部乗合事業担当課長		
	一般社団法人東京バス協会	乗合業務部長		
	小田急バス労働組合	組合役員		
	小田急電鉄株式会社	交通サービス事業本部交通企画部課長	鉄道事業者からの意見	○
	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	(株) グリーンキャブ狛江営業所所長	タクシー事業者からの意見	
法第6条第2項2号 道路管理者	東京都建設局北多摩南部建設事務所	管理課長	道路管理者からの意見	
法第6条第2項3号 関係する公安委員会	警視庁	調布警察署 交通課長	交通管理者からの意見	
法第6条第2項4号 地域公共交通の利用者	老人クラブ連合会	会長	高齢者の移動に関する利用者の意見	○
	町会自治会連合会	会長	地域での移動に関する利用者の意見	○
	PTA連合会	会長	児童の移動に関する意見	○
法第6条第2項4号 学識経験者	学識経験者		学識経験者からの意見	
	学識経験者		※1名増員	○
法第6条第2項4号 その他必要と認める者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局	首席運輸企画専門官(総務企画)	運輸支局の地域交通法担当	○
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送)	運輸支局の道路運送法担当	
	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課	地域公共交通担当課長	都が担う広域での交通の観点からの意見	○
	調布市	交通対策課長	隣接自治体の交通に関する情報共有	
	世田谷区	交通政策課長		
	狛江市社会福祉協議会	事務局長	福祉有償運送運行や高齢者・障がい者の移動支援に関する観点からの意見	○